

【別紙 20-1】利用料金等の考え方

※現在、検討している利用料金等の考え方であり、検討に応じて変更する可能性がある。

1. 利用料金・行政財産貸付料の考え方

料金別の帰属、納入者、料金の決定方法については以下のとおり。

種類	収入の帰属	納入者	利用料金等の決定方法	
			提案者	決定方法
施設利用料金（個人）	事業者	利用者	事業者	（1）条例
施設利用料金（貸切）	事業者	利用者	事業者	（2）条例
その他諸室・設備利用料金	事業者	利用者	事業者	（3）条例
駐車場利用料金	事業者	利用者	事業者/県	（4）条例
自由提案事業にかかる料金	事業者	利用者	事業者	（5）提案
自動販売機の設置及び自由提案事業に係る行政財産の貸付料等	県	事業者	事業者	（6） （7）

2. 利用料金

（1）個人利用

個人利用の利用料金は、県が定める条例等により規定する利用料金を上限額として、県の承認を得て事業者が定める。利用料金の種別及び上限額は次のとおりを予定しており、周辺施設や提供されるサービスの水準等を勘案して設定すること。

施設名	区分	上限額（税込） （一人あたり）
50m プール 25m プール	9：00～22：00	入札公告時に 公表予定
トレーニング室	9：00～13：00 13：00～17：00 17：00～22：00	
スタジオ	9：00～13：00 13：00～17：00 17：00～22：00	

※児童・生徒は、上記金額を2で除して得た額以下とすること。

※上記は、一人一回の利用料金の設定にあたり上限を定めるものであり、団体割引や年齢別の料金や回数券、定期券の発行を妨げるものではない。

【別紙 20-2】利用料金等の考え方

(2) 貸切利用

貸切利用の利用料金は、県が定める条例等により規定する利用料金を上限額として、県の承認を得て事業者が定める。利用料金の種別及び上限額は次のとおりを予定している。周辺施設や提供されるサービスの水準等を勘案して設定すること。

施設名	区分	上限額（税込） （1時間あたり）
50m プール （全面）	9：00～13：00	入札公告時に 公表予定
	13：00～17：00	
	17：00～22：00	
50m プール （1レーンあたり）	9：00～13：00	
	13：00～17：00	
	17：00～22：00	
25m プール （全面）	9：00～13：00	
	13：00～17：00	
	17：00～22：00	
25m プール （1レーンあたり）	9：00～13：00	
	13：00～17：00	
	17：00～22：00	
スタジオ	9：00～13：00	
	13：00～17：00	
	17：00～22：00	

※上記にない施設の貸切利用は想定しない。

なお、入場料を徴収する場合又はアマチュア・スポーツ以外に利用する場合の利用料金の設定は、次のとおりとすること。

区分	入場料徴収あり	入場料徴収なし
アマチュア・スポーツに利用する場合	入札公告時に 公表予定	
アマチュア・スポーツ以外に利用する場合		

【別紙 20-3】 利用料金等の考え方

(3) その他諸室・設備

その他諸室・設備の利用料金は、県が定める条例等により規定する利用料金を上限額として、県の承認を得て事業者が定める。利用料金の種別及び上限額は次のとおりを予定している。周辺施設や提供されるサービスの水準等を勘案して設定すること。

諸室・設備名	区分	上限額（税込） （1時間あたり）
会議室	9：00～13：00	入札公告時に 公表予定
	13：00～17：00	
	17：00～22：00	
役員室	9：00～13：00	
	13：00～17：00	
	17：00～22：00	
貴賓席	9：00～13：00	
	13：00～17：00	
	17：00～22：00	
冷暖房設備	提案	
音響・放送設備	提案	
大型映像装置	提案	
その他設備・備品	提案	

(4) 駐車場

駐車場の利用料金は、県が定める条例等により規定する利用料金を上限額として、県の承認を得て事業者が定める。利用料金の種別及び上限額は次のとおりを予定している。周辺施設や提供されるサービスの水準等を勘案して設定すること。

単位	種類	利用料金
入札公告時に 公表予定	普通自動車（乗員定員 11 人以上）	入札公告時に 公表予定
	大型特殊自動車	
	普通自動車（乗員定員 10 人以下）	
	小型自動車（二輪自動車を除く）	
	小型特殊自動車	
	軽自動車（二輪自動車を除く）	
	二輪自動車	
	原動機付自転車	

【別紙 20-4】 利用料金等の考え方

(5) 自由提案事業の料金

自由提案事業に関して利用者が支払う料金は、事業者が徴収するものとする。料金の設定は事業者の提案に委ねるが、設定に当たっては、本施設が公の施設であることを踏まえ、周辺の類似施設、類似サービスと比較して料金設定に乖離が生じないよう配慮すること。

(6) 自動販売機を設置する場合の貸付料

自動販売機を設置する場合の行政財産の貸付料の算定方法は、以下の最低額（年額）に事業者が提案する額を加えた額とする。

入札公告時に公表予定

(7) 自由提案事業に係る行政財産の貸付料等

自由提案事業に係る行政財産の貸付料の算定方法は以下の最低額（年額）に事業者が提案する額を加えた額とする。

入札公告時に公表予定